

修学生番号

HS

令和6 / 2024年3月作成

※個人を特定する大切な記号番号です。

貸付決定通知から転記してください。

保育士修学資金貸付制度

修学生のしおり

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

★修学生は、修学資金の返還免除または全額返還完了まで、本冊子を大切に保管してください。

★本制度に定める各種様式は本会ホームページにてダウンロードできます。

URL <https://bit.ly/2QKH7oJ>

※『修学生の皆様』パスワード：hs-shikin1

目 次

用語の説明	1
第1章 保育士修学資金貸付制度の概要、及び指定施設一覧	2
第2章 貸付契約・貸付金の交付	6
第3章 貸付決定の変更	7
第4章 貸付契約の解除	9
第5章 貸付休止	10
第6章 返還	11
第7章 返還猶予	13
第8章 返還免除	15
第9章 その他届出	17
第10章 まとめ	18
第11章 保育士修学資金に関わるQ & A	20
第12章 年間スケジュール	22
資料編	
(1) 申請書類（記入例）	25
(2) 保育士修学資金貸付事業規則	
(3) 保育士修学資金貸付事業運営要綱	

用語の説明

この手引きの中で使用する略称及び用語の意味は次のとおりです。

規則	保育士修学資金貸付事業規則
要綱	保育士修学資金貸付事業運営要綱
修学資金	特に表示しない場合は、保育士修学資金貸付事業規則に基づくもの
修学生	本修学資金の貸付を受けた方が、返還完了するかまたは返還債務の免除になるまでの呼称
中高年離職者	養成施設入学時に45歳以上で、離職して2年以内の者
法定代理人	修学生が未成年者である場合の親権者、または未成年後見人（複数名いる場合は、そのすべての方）
養成施設	法に基づいて保育士として必要な知識及び技能を習得させることを目的として、都道府県知事の指定を受けた学校
被災4県	東日本大震災等において、特に甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県及び熊本県のこと
保育士業務	指定施設で行う児童の保護等の業務
指定施設	特に表示のない場合は、5頁に示す施設等のこと
所定の期間	保育士として5年。ただし、中高年離職者が保育士業務に従事した場合は3年。
引き続き従事	月と月の間をあげずに、指定施設において保育士業務に継続して従事していること
心身の故障	心身機能に著しい障害を受け、働くことを含む自立した社会生活が非常に困難であり、かつそれが概ね3年以上継続する状態のこと
横浜市社協	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
授業料減免	特に表示しないものは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に定める授業料等の減免措置のこと

第1章 保育士修学資金貸付制度の概要

本章では保育士修学資金貸付制度の概要について説明します。詳細は該当する各章でご確認ください。

1. 目的【規則第1条】

保育士養成施設に在学し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする方に修学資金を貸付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

3. 貸付対象【規則第3条/要綱第3条】

修学資金の貸付けを受けるには、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 保育士養成施設に在学している
- (2) 卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、横浜市内の指定施設（5頁参照）において継続して保育士業務に従事する意思がある
 - ① 中高年離職者 3年
 - ② 上記以外の方 5年
- (3) 在学する養成施設の長の推薦を得られる（学業優秀であること）
- (4) 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる
- (5) 他の都道府県及び政令指定都市が実施する同種の修学資金を借り受けていない

4. 貸付期間及び貸付金額等【規則第4条/要綱第4条】

- (1) 貸付期間 修学資金：卒業年次の12か月を含む、24か月（限度）
※正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合で、貸付金額が120万円以内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。
※真にやむを得ない事由により留年した場合は、修学資金の貸付期間に含めることができます。
入学準備金：入学した年度
就職準備金：卒業する年度
※入学・就職準備金のみでの申込みはできません。
※年度を跨いでの遡りをすることはできません。
- (2) 貸付金額 修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）
入学準備金：20万円以内
就職準備金：20万円以内
授業料減免の支援対象者（申請中の者を含む）が、修学資金の貸付けを希望する場合は、減免後も発生する自己負担額を、貸付金額の範囲内で貸付けます。
- (3) 利 子 無利子

5. 連帯保証人【規則第8条】

連帯保証人を1名立てる必要があります。また、連帯保証人は独立した生計を営んでいることとします。（国税、地方税等について、既に徴収予定等の処分を受けていないこと、現に生活保護法によるいづれかの扶助を受給していないこと）

6. 貸付けの申込み及び決定【規則第5～6条/要綱第5～6条】

申込者は、養成施設長の推薦を受けて、横浜市社協へお申し込みください。横浜市社協は申込み内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を養成施設、申込者及び連帯保証人に通知します。

7. 貸付方法【規則第7条】

修学資金の交付は、申込者が指定した金融機関に原則6か月分ずつ振り込みます。

入学準備金は初回、就職準備金は最終送金時に、修学資金と併せて送金します。就職準備金については、最終送金時に状況確認し、この時点で資格取得ができない見込みである場合等は、送金対象外となる場合があります。

8. 貸付決定の変更【規則第9条/要綱第8条】

以下に該当する場合は、貸付決定内容を再度審査し、貸付金の変更の可否を決定し、その結果を養成施設、修学生及び連帯保証人に通知します。

- (1) 高等教育の修学支援新制度における授業料減免の支援を受ける修学生が、契約期間中に支援区分の変更により減免額の増減が生じたとき
- (2) 修学資金の申込み・決定時には授業料減免の対象外であった修学生が、契約期間中に新たに授業料減免の対象となったとき

9. 貸付契約の解除及び貸付けの休止【規則第10条/要綱第9条】

- (1) 以下に該当する場合は、貸付契約を解除します。
 - ① 養成施設を退学したとき
 - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認めるとき
 - ③ 死亡したとき
 - ④ 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
 - ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
 - ⑥ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - ⑦ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- (2) 以下に該当する場合は、貸付けを休止します。
 - ① 養成施設を休学したとき
 - ② 停学処分を受けたとき

10. 返還債務の免除【規則第11条、第14条/要綱第11条、第13条】

- (1) 全額免除
以下に該当するときは、返還債務の全額について免除を受けることができます。
 - ① 養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に就き、かつ以下に定める期間引き続き従事したとき
 - ア 中高年離職者 3年
 - イ 上記以外の方 5年注) 被災4県で勤務となった場合や、人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該業務従事期間に算入することができます。
注) 災害、疾病、その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった期間は、引き続き当該業務に従事しているとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。
 - ② 上記①の業務に起因する死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき
- (2) 全額または一部免除
以下に該当するときは、返還債務（既に返還された金額を除く）の全額または一部について免除を適用される場合があります。
 - ① 死亡、または心身の故障により返還することができなくなったとき^{※1}
 - ② 長期間所在不明となっている場合等、返還することが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した時^{※1}
 - ③ 指定施設において2年以上、保育士業務に従事したとき^{※2}

※1 相続人または連帯保証人への請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

※2 本人の責による事由により免職された方、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については適用しません。

11. 返還【規則第 12 条/要綱第 10 条】

(1) 返還事由

以下に該当する場合は、返還事由が発生した月の翌月から返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付契約が解除されたとき
 - ② 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録をせず、または指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事しなかったとき
 - ③ 指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事する意思がなくなったとき
 - ④ 保育士業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (2) 返還期間は、貸付期間の 2 倍に相当する期間内（ただし最長 48 か月）とします。入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき 8 か月ずつ延長可能です。
- (3) 返還方法は、月賦または半年賦、年賦の均等払いによります。一括または繰上げ返還も可能です。なお、振込手数料は修学生の負担となります。

12. 返還債務の履行猶予【規則第 13 条/要綱第 12 条】

以下に該当する場合は、その事由が継続している期間、返還猶予を受けることができます。ただし、偽りの申込みや不正な手段で貸付けを受け、貸付契約を解除された場合はこの限りではありません。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成施設に在学しているとき
- (2) 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき

13. 届出義務【規則第 15 条/要綱第 14 条～第 17 条】

以下に該当する場合は、届出が必要です。

- (1) 修学生及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 修学生が従事先を変更したとき（当該猶予期間中）
- (4) 修学生が従事を辞めたとき（当該猶予期間中）
- (5) 修学生が死亡したとき

14. 即時返還【規則第 16 条/要綱第 18 条】

以下に該当する場合は、本会会長が決定する期間及び方法にて即時返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき

15. 延滞利子【規則第 17 条/要綱第 21 条】

修学生が正当な理由なく、修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、遅滞日数に応じ、遅滞元金に対し貸付契約時の法定利率（令和 3 年度時点 3 %）の割合で延滞利子を徴収します。

指定施設一覧

区 域	施設等種別、及び法令・通知等			
全 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由児施設「整肢療護園」 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」 			
横 浜 市 内 施 設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 4 項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設 			
	児童福祉法第 7 条に規定 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所 </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童厚生施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター </td> <td style="width: 33%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童厚生施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童厚生施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター 	
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設 			
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定保育士養成施設 			
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であつて、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定する認可を受けたもの <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業 		
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであつて、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届け出を行ったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育事業 			
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであつて、第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届け出を行ったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業 			
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであつて、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届け出を行ったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり事業 			
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであつて、同条第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもののうち、下記に示すもの <ol style="list-style-type: none"> ア) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 <ol style="list-style-type: none"> イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設 			
	学校教育法第 1 条に規定しているもののうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・ 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園 			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 				
子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業主導型保育事業 				

第2章 貸付契約・貸付金の交付

貸付決定後、修学生から契約書類が提出されたことをもって、貸付金の交付をします。修学生は決められた期日までに契約書類を提出してください。

1. 契約書類

(1) 契約書類の作成

修学生は、以下の書類を作成し、添付してください。

提出書類	提出が必要な方
1. 保育士修学資金借用証書（様式第3号）	修学生
2. 振込口座届（様式第4号）	修学生
3. 重要事項説明書（様式第18号）	修学生
4. 振込口座の通帳の写し	修学生
5. 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）	修学生 法定代理人 ^{※4} 連帯保証人
6. 住民票（発行後3か月以内のもの） ※現住所と住民票の表記が異なる場合は、「住民票」と「現住所が確認できるもの」（公共料金の請求・領収書等）	修学生（世帯全員分） 法定代理人 ^{※4} （ご本人分のみ） 連帯保証人（ご本人分のみ）

※4 修学生が未成年者の場合は、法定代理人（複数名いる場合は全員）の分が必要となります。

(2) 書類作成上の留意事項

- ① 署名・捺印について、「修学生」「法定代理人」「連帯保証人」それぞれ自らが行ってください。申込者が未成年者の場合は、認印で構いません。ただし、契約書類すべて同じ印鑑を使用してください。
- ② 「保育士修学資金借用証書」は印紙税法に規定する消費貸借契約書であることから、貸付金額に応じて収入印紙を貼付し、消印（修学生または連帯保証人）を押してください。

貸付金額	収入印紙額
100万円以上	2,000円
50万円を超え、100万円以下	1,000円
10万円を超え、50万円以下	400円
10万円以下	200円

- ③ 「振込口座届」の口座は、修学生名義のものに限ります。
- ④ 「振込口座の通帳の写し」は、上記振込口座届に記入した事項が確認できるものを添付してください。
- ⑤ 「住民票」は、マイナンバーの記載がないものをご提出ください。また、修学生は世帯を一にする世帯全員分のものが必要となります。なお、法定代理人、連帯保証人が親権者であって、同居により世帯分一通により全員分の確認ができる場合は一通ご提出ください。（重複する必要はありません）

(3) 提出期限

契約書類（様式）がお手元に届いてから2週間程度。詳しくは契約書類送付の際、お知らせします。

2. 交付時期

修学生から契約書を受領したのち、約2週間後、貸付決定した金額を年2回にわけて交付します。以下、予定としています。

春入学 << 1回目 >> 8月下旬～9月上旬 << 2回目 >> 10月下旬以降順次

秋入学 << 1回目 >> 2月下旬～3月上旬 << 2回目 >> 4月下旬以降順次

ただし、本会が契約書類を受領した時期が9月以降の場合は、一括で交付する場合があります。

第3章 貸付決定の変更

授業料減免の支援を受ける修学生は、保育士修学資金を借入れることができる金額が制限されています。よって、貸付契約期間中に支援区分の変更等があった場合は、速やかに本会まで報告してください。

また、以下の事由により貸付決定内容を再度審査し、決定内容を変更することがあります。

1. 授業料減免の支援区分の変更等の報告

貸付契約期間中に支援区分の変更、支援の廃止（減免支援の終了）となった場合は、養成施設を通じて報告いただき、支援の変更内容がわかる決定通知書の写しを提出していただきます。

2. 授業料減免の支援区分の変更等に伴う保育士修学資金の貸付契約の見直し内容

授業料減免の状況	貸付契約の見直し
1. 授業料減免額が減額となった	維持・増額査定
2. 授業料減免額が増額となった	維持・減額査定
3. 新たに授業料減免の支援対象となった	維持・減額査定
4. 減免支援が廃止となった	維持・増額査定 契約解除

※手続きに関しては、以下の項目をご確認ください。

3. 授業料減免額が減額または減免支援の廃止となった修学生が、修学資金の増額を希望する場合

授業料減免額が減額となったことにより、修学に係る必要経費が不足した場合、修学資金の増額を申込むことができます。

(1) 申込期間

授業料減免の支援区分の変更が確定したのち、1か月以内。

(2) 申込書類

- ① 保育士修学資金貸付変更申込書（様式第19号）
- ② 授業料減免に関する通知書の写し（養成施設が発行したもの）
- ③ 養成施設の長による意見書 ※必要に応じて養成施設に作成いただきます。

(3) 貸付金の増額限度の算出方法（「借入希望金額の積算について」参照）

計算式

$$\frac{\text{『1. 当該年次に係る費用（年額）の合計（A）』}}{12 \text{ か月}} \times \text{増額希望月数} - \text{変更後の減免額}$$

※申込金額の算出時に発生した100円単位の端数については、貸付限度額（月額5万円）の範囲内であれば、千円単位に切り上げた金額をお申込みいただけます。

4. 授業料減免額が増額となった場合

授業料減免額により修学資金の貸付金額に制限があることから、支援区分の変更通知（写）の提出をもって、減額査定を行います。

査定時の算出には、1回目の申込書類「借入希望金額の積算について（確認表）」の『1. 最終学年時に係る費用（年額）の合計（A）』を使用します。また、100円単位の端数が生じた場合は、千円単位に切り上げた金額で変更決定します。

5. 新たに授業料減免の支援対象者となった場合

上記4のとおり、減額査定を行うため、「借入希望金額の積算について（確認表）^{※5}」を新たに作成し、ご提出ください。ただし、『借入希望金額欄』は未記入で結構です。

※5 修学生のかかる費用を聞き取り相談の上、養成施設が作成します。

6. 減免支援が廃止となった際の留意事項

修学資金貸付対象者の要件として、「学業優秀であること」とあります。そのため、減免支援の廃止が学習意欲・成績の著しい低下を理由とした場合、修学資金においても貸付契約の解除の対象と成り得る可能性が考えられます。

修学資金の貸付契約が継続される決定が出た場合は、より一層の意欲をもって学業に取り組んでください。

7. 貸付決定の変更に関する書類の申込み手続き

授業料減免の支援区分変更に伴う各種通知書の写し、及び修学資金の増額申請書を養成施設で取りまとめ、横浜市社協にご提出ください。

第4章 貸付契約の解除

修学生が以下の状況となった場合、貸付契約は解除されます。原則として、貸付けた修学資金は契約解除の通知を受けた翌月から返還となりますので、修学生は届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付契約の解除

(1) 契約解除の事由・提出書類

契約解除の事由	提出書類
1. 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けた	—
2. 貸付けを受けることを辞退した ^{※6}	辞退届
3. 学業成績が著しく不良になったと認められる	状況に応じて
4. 養成施設を退学した	停学・復学・退学等届
5. 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められる ^{※7}	停学・復学・退学等届 医師の死亡診断書
6. 死亡した ^{※7}	死亡届 医師の死亡診断書
7. その他貸付の目的を達する見込みがなくなると認められる ^{※6}	状況に応じて

※6 養成施設在学中は猶予も可能です。

※7 状況により、貸付金のうち全部または一部免除される場合があります。

2. 契約解除後の返還または返還猶予・免除の手続き

(1) 返還手続き

貸付契約が解除となった場合、原則として返還となります。「返還の章」をご参照ください。

(2) 返還の履行猶予手続き

契約解除後も養成施設に在学する場合は、卒業まで返還を猶予することができます。「返還猶予の章」をご参照ください。

(3) 貸付金の免除手続き

修学生が死亡した場合や、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった場合は、原則返還ですが、状況により返還すべき貸付金の全部または一部免除の申請をすることができます。「返還免除の章」をご参照ください。

3. 書類の提出

(1) 修学生は貸付契約解除の事由が発生した場合、養成施設を通じて、速やかに必要な届等を提出してください。

(2) 横浜市社協は届に基づき、契約解除を決定し、養成施設を通じて修学生に通知します。

第5章 貸付休止

修学生が以下の状況となった場合、修学資金の貸付けは休止されます。修学生は、届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付休止の事由

- (1) 養成施設を休学したとき
- (2) 養成施設を留年（卒業延期）したとき※8
- (3) 停学処分を受けたとき

※8 留年したことにより、修学資金の貸付けが終了している場合があります。その場合、正規の修学期間を超えて在学する間について返還の履行猶予が可能です。詳細は「返還猶予の章」をご参照ください。

2. 休止期間

貸付休止事由が発生した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月までとします。

なお、休止期間に該当する月の修学資金が既に交付されている場合、休止期間が3か月以内であれば、その分を貸付再開後の月に充当して調整します。

3. 貸付再開

復学した場合は、貸付けを再開します。貸付けの再開は、復学した日の属する月の翌月（復学した日が月の初日の場合は、復学した日の属する月）からとします。

4. 休止期間を変更する場合

休止期間が短縮される場合は復学の届出を、休止期間が延長される場合は変更の届出を「停学・復学・退学等届」により行う必要があります。

5. 届出・証明書類の提出

- (1) 修学生は貸付休止事由が発生した場合、養成施設を通じて、速やかに「停学・復学・退学等届」を提出してください。
- (2) 横浜市社協は届出に基づき、貸付けの休止を決定し、養成施設を通じて修学生に通知します。なお、復学した際の貸付け再開の届出も同様とします。

6. 届出が遅れる場合の対応

- (1) 届出が遅れる場合は、速やかに養成施設にご連絡ください。
- (2) 横浜市社協では、養成施設からの連絡を受け、貸付休止の手続きを行います。

第6章 返還

原則として、貸付けした修学資金は返還が必要な資金です。返還手続きは速やかに行ってください。

ただし、返還猶予及び返還免除を受けることができる場合はこの限りではありません。

1. 返還の事由

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 養成施設卒業後1年以内に保育士登録をせず、または横浜市内の指定施設において保育士業務に従事しなかったとき
- (3) 横浜市内の指定施設において保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 休学若しくは停学処分により貸付け休止となった際、休止期間に該当する貸付金について事前交付されているとき（事前交付分のみ）

2. 返還方法

- (1) 返還方法
月賦または半年賦、年賦による均等払いとします。一括払い、または繰上げ返還も可能です。振込手数料は修学生負担です。
- (2) 返還期間
貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間以内（ただし最長48か月）。
入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき8か月延長可能です。
- (3) 返還開始時期
返還事由が発生した月の翌月から返還が開始されます。
- (4) 返還先口座

金融機関名	三井住友銀行	支店名	横浜中央支店
種類	普通	口座番号	105900
口座名義	フク) ヨコハマシシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会		

振込みの際、「振込依頼人名」に修学生番号・氏名を必ず記入してください。

- (5) 延滞利子
正当な理由なく、返還期限までに貸付金を返還しない場合、延滞利子を徴収します。延滞利子は遅延日数に応じ、延滞元金に対し年3%（令和3年度時点）で加算した額とします。
- (6) 返還手続き
 - ① 返還事由発生後1か月以内に「保育士修学資金返還計画書」を提出してください。
 - ② 提出された返還計画書を審査し、横浜市社協が決定した返還計画を通知します。

3. 返還計画書の作成

- (1) 1回あたりの返還額に端数が生じた場合は、初回の返還額に加算してください。
- (2) 返還期限

返還方法	初回の返還期限	2回目以降の返還期限
月 賦	返還が開始された月の末日	毎月末日
半年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から6か月ごとの末日
年 賦	返還が開始された月の末日	初回返還月から1年ごとの末日

<返還計画記入例>

- (例1) 貸付期間12か月(令和6年4月～令和7年3月)に、修学資金60万円を借入れた場合
 借入総額：60万円
 返還開始日：令和7年4月1日
 返還期間：24か月(2年0か月)まで
 最終返還期限：令和9年3月31日

返還方法 ^{※12}	返還額／一回	返還回数	返還期限
月賦	25,000円 (初回25,000円)	24回	毎月末日
半年賦	150,000円	4回	毎年4月30日・10月31日
年賦	300,000円	2回	毎年4月30日

- (例2) 貸付期間24か月(令和6年4月～令和8年3月)に、修学資金120万円を借入れた場合
 借入総額：120万円
 返還開始日：令和8年4月1日
 返還期間：48か月(4年0か月)まで
 最終返還期限：令和10年3月31日

返還方法 ^{※12}	返還額／一回	返還回数	返還期限
月賦	25,000円 (初回25,000円)	48回	毎月末日
半年賦	150,000円	8回	毎年4月30日・10月31日
年賦	300,000円	4回	毎年4月30日

※9 この他に一括での返還及び繰上げ返還も可能です。

(3) 書類作成上の留意点

退学等による貸付契約解除により、貸付期間に該当しない月まで貸付金が過払いされてしまった場合は、その過払い分を契約解除後1か月以内に返納いただくこととなります。よって、過払い分は返還計画に含めず計算してください。

4. 卒業に伴う返還手続き

- (1) 卒業後、保育士業務に従事する意思がない場合、返還の手続きが必要です。養成施設を通じて「返還計画書」を提出してください。
- (2) 横浜市社協は、修学生から提出された「返還計画書」を審査し、決定した返還計画を「納入通知書」により修学生に通知します。

5. 退学及び貸付契約解除に係る返還手続き

- (1) 返還事由発生後1か月以内に「返還計画書」を作成の上、養成施設を通じて横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は、修学生から提出された「返還計画書」を審査し、決定した返還計画を「納入通知書」により修学生に通知します。

6. その他

修学生または連帯保証人が以下に該当すると認められたときは、返還期限が到来していない場合でも即時返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 保育士修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 規則に定める各種手続きを怠ったとき

なお、返還期限及び返還方法は横浜市社協が指定した期限・方法にて返還いただきます。

第7章 返還猶予

修学生が次のような状況にある場合、返還猶予を受けることができます。返還猶予を受けるには、申請が必要となります。

1. 返還猶予

(1) 返還猶予の事由（修学生の状況）・提出書類

保育士修学資金返還猶予申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返還猶予の事由と期間 ^{※10} （最長）		提出書類
◆ 在学中^{※11}		
1. 貸付契約解除後も在学	卒業する月まで	養成施設在学届 在学証明書
2. 卒業が延期になり、貸付けが終了した後も在学	卒業する月まで	
3. 卒業後、他種の養成機関等に在学	卒業する月まで	
◆ 卒業時（保育士業務に従事する意思有）		
4. 資格試験を再受験	1年以内	卒業証書(写)
5. 就職先内定後、就職待機中	1年以内	資格証(写) 内定通知書(写)
6. 就職活動中	1年以内	資格証(写)
7. 保育士業務に従事	5年間	資格証(写)
8. 保育士業務以外の職種で採用された	2年以内	資格証(写) 当該事実を証明する書類
9. 出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る	卒業する月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類 卒業証明書 資格証(写)
◆ 保育士業務に従事中（保育士業務を再開する意思有）		
10. 出産休暇・育児休業を取得中	休暇等を開始する月の翌月から復職する月の前月まで	休暇等を取得していることを証明する書類、医師の診断書
11. 介護休業を取得中	休業を開始する月の翌月から復職する月の前月まで	休業を取得していることを証明する書類
12. 病気休業を取得中	休業を開始する月の翌月から医師が療養期間とした月まで	休業を取得していることを証明する書類、医師の診断書
13. 人事異動により、当該業務に従事できなくなった	2年以内	当該事実を証明する書類
◆ 退職後（資格が必要な業務に再就職する意思有）		
14. 出産・育児のために退職	退職する月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類
15. 疾病・負傷の療養のために退職	退職する月の翌月から医師が療養期間とした月まで	医師の診断書
◆ その他		
16. 災害等やむを得ない理由により返還ができないと認められる	1年以内	当該事実を証明する書類

※ 各種休暇等に入る日が月の初日である場合は、「〇〇する月から当該休暇等が終了する月まで」の期間とします。

※11 在学中に、停学等に処された場合は手続きが必要です。詳細は「貸付休止の章」をご確認ください。

(2) 猶予期間

申請書の「申請期間」欄は、表中に記載のある最長期間を記入することができます。その場合は、毎年1回、猶予事由が継続していることの確認を行います。確認に関わる手続きについては、その都度、横浜市社協から通知します。

(3) 猶予期間の延長

- ① 引き続き猶予事由が発生した場合、再度申請を行うことができます。
- ② 退職し疾病・負傷の療養をしている場合で、猶予期間満了後も引き続き療養が必要であると医師が診断した場合には、猶予期間を延長することができます。

2. 返還猶予期間の終了または返還猶予の事由の消滅

返還猶予の期間が終了した、または返還猶予の事由が期間の終了前に消滅した場合は、返還または返還免除の手続きが必要となります。

3. 卒業に伴う返還猶予申請

- (1) 横浜市社協が指定する期日までに「返還猶予申請書」に上記必要書類を添付し、横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を修学生に通知します。

4. その他の事由に係る返還猶予申請

- (1) 在学中に猶予事由が発生した場合は「返還猶予申請書」に必要書類を添付し、養成施設を通じて横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を修学生に通知します。

5. その他

修学生は、返還免除の承認決定を受けるか、返還完了まで債務を負っていることとなります。指定された期日までに手続き等が行われない場合、在学する養成施設や従事先の事業所等に在籍確認又は修学生及び連帯保証人に対し、貸付金の返還手続きを行う場合があります。

第8章 返還免除

修学生が次のような状況となった場合、返還免除を受けることができます。返還免除を受けるには、申請が必要です。

1. 返還免除

(1) 返還免除の事由・提出書類

保育士修学資金返還免除申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返還免除の事由と免除額の範囲	提出書類
◆ 全額免除 1. 卒業後、1年以内に指定施設、もしくは被災4県に就職し、保育士業務に引き続き所定期間（5年間）従事した <hr/> 2. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	保育士業務従事届 ^{※12} 労働災害の認定を証明する書類 死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書
◆ 全額または一部免除^{※13} 3. 死亡、または心身の故障により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなった <hr/> 4. 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合で、履行期限到来後に返還請求した最初の日から5年以上経過した	死亡届 死亡の事実を証明する書類 医師の診断書 <hr/> 当該事実を証明する書類
◆ 一部免除^{※14} 5. 指定施設において2年以上保育士業務に従事した	保育士業務従事届 返還計画書

※12 前年度分の就労の事実を証明するため、毎年4月に提出いただきます。

※13 これらによる返還免除は、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用するものです。

※14 これによる返還免除は、本人の責による事由により免職された方、特別な事情なく恣意的に退職した方等には適用致しません。

(2) 保育士業務の従事により返還免除を受ける際の留意事項

① 従事期間の開始

保育士業務に従事した期間であり、保育士登録の属する月から

② 所定の従事期間

中高年離職者 3年

上記以外の方 5年

③ 「継続して従事」の意味

月と月の間をあげずに従事していること

注) 転職する場合

ア 退職日の属する月の翌月に新たな従事先に入職している必要があります。

イ 転職先も指定施設であることが必要なことから、求職活動を行う際は、事前にご相談ください。 転職後、指定施設でないことが分かった場合は、返還となります。

注) 月1日以上勤務があれば、当該月は勤務しているとみなします。

④ 必要最低労働時間

年間1,440時間以上（有給休暇含む）

2. 一部免除を受ける際の留意事項

返還免除の事由5に該当する場合、以下の方法で免除額を算定します。

(1) 中高年離職者

免除額 = 借入額 × (従事月数 ÷ 貸付期間の3/2の期間)

この数値が1を超える場合は1とする

(2) 上記(1)以外の方

$$\text{免除額} = \text{借入額} \times \left(\frac{\text{従事月数}}{\text{貸付期間の}5/2\text{の期間}} \right)$$

この数値が1を超える場合は1とする

3. 返還免除申請

- (1) 在学中に返還免除事由が発生した場合「保育士修学資金返還免除申請書」に上記必要書類を添付し、養成施設を通じて、速やかに提出してください。なお、一部免除により返還が生じる場合は、「保育士修学資金返還計画書」の提出も必要です。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、養成施設を通じて、その可否を修学生に通知します。

第9章 その他届出

返還猶予期間中、修学生や連帯保証人に以下の事由が生じた場合には、届出を行う必要があります。

1. 届出が必要な事由

(1) 届出の事由・提出書類

届出の事由	提出書類
1. 修学生または連帯保証人の住所・氏名等に変更があった	住所・氏名等変更届 住民票
2. 連帯保証人の変更を行う必要がある	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書 新たな連帯保証人の住民票、印鑑登録証明書
3. 従事先を変更した（法人内異動含む）	従事先変更届兼指定施設証明書 人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該事実を証明する書類※15
4. 従事を辞めた※16	業務廃止届
5. 修学生が死亡した※17	死亡届 死亡の事実を証明する書類
6. 振込口座を変更した	振込口座届

※15 状況によって、返還猶予手続きが必要となります。

※16 状況によって、返還手続きまたは求職活動状況の証明等が必要となります。

※17 状況によって、返還または返還免除手続きが必要となります。

(2) 届出に伴う各種手続き

上記のとおり、届出事由により返還、返還猶予、返還免除の手続きが必要な場合がありますので、ご注意ください。なお、在学中は養成施設を通じてお手続きください。

2. 届出

(1) 修学生は届出が必要な事由が発生した場合、速やかに所定の届出等を提出してください。

(2) 連帯保証人の変更申請の内容を審査し、その可否を修学生に通知します。

(3) その他届出については、届出の受理をもって手続きの完了とします。

第10章 まとめ

各章のとおり、貸付けから返還免除または返還完了となるまで、修学生には様々な手続きが必要となります。以下に、それらをまとめて示します。

総括表

修学生の状況（事由）と制度上の対応		提出書類
◆ 共通		
1. 振込口座を変更したい	届出	・振込口座届
2. 修学生及び連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	・住所・氏名等変更届 ・住民票
3. 連帯保証人を変更する必要がある	届出	・連帯保証人変更申請書兼連帯保証書 ・住民票
◆ 在学中		
4. 貸付けが決定した	貸付	・借用証書 ・振込口座届
5. 授業料減免額に変更が生じた	契約の見直し	見直し内容に応じて ・授業料減免に関する通知書（写） ・保育士修学資金変更申込書 ・意見書（養成施設の長によるもの） ・借用証書
6. 新たに授業料減免の支援対象者となった	契約の見直し	・授業料減免に関する通知書（写）
7. 休学した	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・休学証明書
8. 停学処分を受けた	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・停学証明書
9. 休学または停学処分から復学した	貸付再開	・停学・復学・退学等届 ・復学証明書
10. 留年（卒業延期）となった	貸付休止	・停学・復学・退学等届 ・在学証明書
	貸付終了 返還猶予	上記に加え ・返還猶予申請書
11. 貸付契約の解除を受けた	返還 返還猶予	契約解除の状況に応じて ・停学・復学・退学等届又は辞退届 ・養成施設在学届 ・返還猶予申請書又は返還計画書
◆ 卒業		
12. 資格試験を再受験	返還猶予	・返還猶予申請書 ・卒業証明書または卒業証書（写）
13. 就職先内定後、就職待機中	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写） ・内定通知書（写）
14. 卒業後1年以内に保育士業務に従事する意思があり就職活動中	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写）
15. 卒業後1年以内に指定施設において保育士業務に従事した	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写）
16. 保育士業務以外の職種で採用された	返還猶予	・返還猶予申請書 ・資格証（写） ・当該事実を証明する書類
17. 保育士業務に従事する意思がない	返還	・返還計画書

修学生の状況（事由）と制度上の対応		提出書類
◆ 卒業		
18. 出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・医師の証明書 ・資格証(写)
◆ 保育士業務従事中		
19. 継続して保育士業務に従事中（所定の期間未満）	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士業務従事届（毎年度1回）
20. 従事先を変更した（異動・転職）	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・従事先変更届兼指定施設証明書
21. 所定の期間、継続して保育士業務に従事した	全額返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・保育士業務従事届
22. 保育士業務従事中やむを得ない事由により従事できなくなった <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産休暇・育児休業を取得中 ・ 介護休業を取得中 ・ 病気休職を取得中 ・ 人事異動により保育士業務外に従事中 	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・医師の診断書 ・当該事実を証明する書類（従事先が発行）
23. 上記22による期間を終え、保育士業務に復帰した	業務従事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会まで電話もしくはメールにて報告
◆ 退職		
24. 業務に起因する死亡または心身の故障のため業務を継続できなくなった	全額返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・当該事実を証明する書類 ・医師の診断書
25. 所定の期間未満で保育士業務に従事しなくなった	返還	<ul style="list-style-type: none"> ・返還計画書
26. 2年以上指定施設において保育士業務に従事した	返還 状況により、一部返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・保育士業務従事届 ・返還計画書
27. 出産・育児のため退職し再就職を希望	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類
28. 疾病・負傷の療養のために退職し、再就職を希望	返還猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類
29. 指定施設に再就職した	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・従事先変更届兼指定施設証明書
◆ その他		
30. 死亡または障害により返還ができない	返還 状況により、全額・一部返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・医師の診断書
31. 長期間所在不明となっている場合		<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除申請書 ・当該事実を証明する書類
32. 災害等やむを得ない理由により返還ができない		<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予申請書 ・当該事実を証明する書類

養成施設は、修学生が卒業または退学するまでの期間、修学生からの申請書類を受理し、必要な証明書を発行し、横浜市社協に申請書類を提出します。必要書類の作成等について養成施設の担当者の指導を受け、遅滞なく届出等を行ってください。

また卒業後は、修学生ご自身の責任のもと各種申請・届出等を行う必要があります。度重なる遅延や本会からの連絡に一切応答がない場合、本会は即時返還を求めることができます。十分ご注意ください。

第 11 章 保育士修学資金に関わる Q & A

《 書類の提出について 》

Q1. 書類の提出は郵送でも可能ですか？

A1. 重要な個人情報を含むため、持参または郵送によりご提出ください。

《 返還の履行猶予について 》

Q2. 保育士業務に従事するため返還猶予の申請をしたいのですが、まだ手元に保育士証が届いていません。保育士登録済証明書の写しに代えることはできますか？

A2. 4月の提出期日時点では、保育士登録済証明書（写）をご提出ください。ただし、保育士証がお手元に届き次第、その写しを提出する必要があります。6月中に保育士証が届かず、提出できない場合は、必ずご連絡ください。

Q3. 保育士資格を取得後、就職をしましたが、出産のため一度退職することになりました。復帰する予定ですが、すぐお金を返さなくてはいけないのでしょうか？

A3. 返還の履行猶予を申請することができます。ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に再就職を目指す旨を記入し、医師の診断書等を添付の上、申請してください。なお、履行猶予期間はお子様が2歳になる月までとします。（第7章の1参照）

※承認された猶予期間を終え再就職した際は、従事先変更届兼指定施設証明届（様式第15号）をご提出ください。

Q4. 病気により、半年間休むことになりました。返還の猶予申請が改めて必要ですか？

A4. 勤務先法人の規程に従い休業を取得する場合は、医師が療養に必要と認める期間について返還猶予の申請を行うことができます。保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に医師の診断書を添付の上、ご提出ください。（第7章の1参照）

※職場に復帰した際は、必ず本会までご連絡ください。ご連絡がない場合、保育士業務の従事期間に算入することができません。

《 返還の免除について 》

Q5. 資格取得後、就職し3年目を迎えました。来月から産休を取得する予定なのですが、復帰後改めて5年間保育士業務を行う必要がありますか？

A5. 返還猶予事由（産休）前後の勤務月数を通算して5年間となれば返還免除を申請することができます。（第8章の1参照）

また、出産休暇等休業期間は返還猶予の対象となります。返還猶予申請書に当該事実を証明する書類を添付し、ご提出ください。（第7章の1参照）

※職場に復帰した際は、必ず本会までご連絡ください。ご連絡がない場合、保育士業務の従事期間に算入することができません。

《 指定施設について 》

Q6. 就職を希望する施設が指定施設に該当しているか確認をしてもらえますか？

A6. 養成施設に在学中は、養成施設を通じてお問い合わせください。
また、指定施設の種別については、指定施設一覧（5頁）を参照してください。

Q7. 預かり保育を常時している幼稚園という際の『常時』とはどの程度ですか？

A7. 1日4時間以上、かつ週5日（年間200日）以上、預かり保育をしている幼稚園が対象となります。

《 その他 》

Q9. 転職する予定ですが、手続きは必要ですか？

A9. 従事先変更届兼指定施設証明届（様式第 15 号）の提出が必要です。転職後、2 週間を目安にご提出ください。

なお、届出後、本会及び横浜市の確認により、指定施設に該当しないとわかった場合は返還となります。転職前に、必ずご相談いただき、指定施設であるかの確認をしてください。（第 8 章の 1 参照）

第 12 章 年間スケジュール（予定）

参考：春入学の場合

時期	横浜市社協	養成施設	学 生	
2月	卒業に伴う各種様式配布	卒業に伴う各種様式配布	卒業に伴う返還、または返還猶予申請書類作成・提出	
3月	養成施設担当者説明会開催 ・卒業及び進路等報告書依頼	出席		出席
	修学生向け説明会	出欠の取りまとめ		
4月	一次申込受付 【4月1日～6月30日】	一次申込書類の確認・提出	一次申込み	
5月				
6月				
7月	一次貸付決定通知 一次契約書類受理	一次決定通知受理	一次決定通知受理 一次借用証書等の作成・提出	
8月	一次貸付金交付（1回目）			
9月	在学報告書依頼	在学報告書提出		
10月	一次貸付金交付（2回目）	二次申込書類の確認・提出	二次申込み	
	二次申込受付 【10月1日～12月31日】			
	以降、月末締切、翌月審査 二次貸付決定通知 二次契約書類受理 二次貸付金交付（1回目・一括）	二次決定通知受理	二次決定通知受理 借用証書等の作成・提出	
2月 3月	卒業に伴う各種様式配布	卒業に伴う各種様式配布	卒業に伴う返還、または返還猶予申請書類作成・提出	
	養成施設担当者説明会開催 ・卒業及び進路等報告書依頼	出席		出席
	修学生向け説明会	出欠の取りまとめ		
4月				

【修学生向け説明会】

本説明会への出席を必須とします。詳細は、養成施設を通じて、2月頃お知らせします。

【卒業後について】

毎年4月に前年度の就労状況を「保育士業務従事届」にて報告していただきます。

また、やむを得ない理由により保育士業務を一時中断する、従事先を変更する等状況に変更が生じる場合は、事前にご連絡ください。

資料編

(1) 申請書類（記入例）

様式第3号	保育士修学資金借用証書	25
様式第4号	振込口座届	27
様式第6号	辞退届	29
様式第7号	保育士修学資金返還計画書	31
様式第8号	保育士修学資金返還猶予申請書	33
様式第9号	養成施設在学届	35
様式第10号	保育士業務従事届	37
様式第11号	保育士修学資金返還免除申請書	39
様式第15号	従事先変更届兼指定施設証明書	41
様式第19号	保育士修学資金変更申込書	43

(2) 保育士修学資金貸付事業規則

(3) 保育士修学資金貸付事業運営要綱



記入例

(様式第3号)

保育士修学資金借用証書

注1) 収入印紙について
借入額により印紙額が異なります。『貸付金の交付の章』をご確認ください。
※収入証紙とは異なります。お間違いのないようご注意ください。

横浜市社会福祉協

【修学生】

Table with 4 columns: 養成施設名 (横浜市社協保育専門学校), 修学生番号 (00 HS 000), フリガナ (ミナト ミライ), 氏名 (湊 未来), 住所 (神奈川県横浜市中区), 電話 (なし).

私は、保育士修学資金貸付事業規則等の定めるところにより、保育士の資格を取得し、横浜市内の保育所等において保育士業務に従事することを誓約し、修学生として次のとおり修学資金の貸付けを受けました。この資金は上記規則等に従い返還いたします。

【借用期間及び金額】

Table with 2 columns: 借用期間 (西暦年4月～西暦年3月), 借用金額 (総額 1,600,000円, 内訳: ①修学資金 1,200,000円, ②入学準備金 200,000円, ③就職準備金 200,000円).

※なお、高等教育の修学支援新制度(授業料減免)を併用し、その支援区分により借用金額が減額となる場合があります。その際は新たな借用証書を取り交わさず、文書により通知します。

修学生(借受人) 住所 神奈川県横浜市中区... 氏名 湊 未来



親権者・後見人 住所 〒... 氏名 ... (実印)

修学生との関係

親権者・後見人(自署) 注2) 署名・捺印について それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。 (実印)

修学生との関係

私は、修学生に上記のとおり履行させるとともに、万一修学生が履行しない場合は、その債務の一切を負担いたします。

連帯保証人 住所 静岡県沼津市... 氏名 湊 大道



修学生との関係 父

(添付書類) 未成年者を除く者については、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの) (※1) 親権者・後見人が複数名いる場合は、ご署名・捺印ください。

貸付金額について

保育士修学資金と使途を同じくする、修学費用の補助を目的とした制度（以下「類似制度」という。）を併用する場合、保育士修学資金を含めて各種制度の給付等決定額を合算し、修学費用額を超えることができません。そのことから、既に類似制度を利用している場合は、本会にて減額査定を行い、貸付決定を行います。また貸付決定後、以下に示す事由に該当する場合は、貸付決定の変更申請を行うことができます。

1. 減額査定

以下の理由に該当するときは、貸付金額の上限が減額される場合があります。

- (1) 保育士修学資金の申込人又は借受人が、修学費用の補助を目的とした他の制度を利用し、貸付契約期間と類似制度の利用期間が重複するとき

[重要]

減免査定の結果、表面借用金額と、貸付決定金額が異なる場合は、新たな借用証書を取り交わさず「保育士修学資金貸付決定通知書」により通知します。

2. 貸付決定の変更

- (1) 以下の事由により貸付決定の変更の申込みを行うことができます。

- ① 修学費用等の変更が生じたとき
- ② 併用する類似制度の決定金額の変更決定を受けたとき
- ③ 契約期間中に、新たに類似制度の給付等決定を受けたとき

- (2) 変更の手続き

「借入希望金額の積算について(確認表)」に、変更の事由を証明する書類を添付し、本会までお申し込みください。

【説明確認欄】

保育士修学資金貸付に係る契約の締結にあたり、上記内容を確認し同意します。

横浜市社会福祉協議会会長

申込人 氏 名 湊 未来



親権者又は後見人^{※1} 氏 名

(印)

連帯保証人^{※1} 氏 名 湊 大道



※1 複数名いる場合は、空白欄にご署名・捺印ください。

振込口座届

西暦 年 7 月 30 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号	00 HS 000
申出の事由	① 新規 2 口座の変更 3 その他 ()
養成施設名	横浜市社協保育専門学校
住所	〒111-△△△△ TEL 090-1234-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
フリガナ	ミナト ミライ
氏名	湊 未来

修学資金の貸付金について、下記口座に振り込んでください。

(振込先口座)

金融機関名	桜木 信用金庫				支店名		野毛 支店		
コード	0	0	0	0	コード	1	1	1	
口座の種類	① 普通預金 2 当座預金								
口座番号	△	△	△	△	△	△	△	※右詰でご記入ください	
フリガナ	ミナト				ミライ				
口座名義	(姓) 湊				(名) 未来				

(添付書類) 通帳の写し(振込先口座がわかるもの)

(注1) 修学生(借受人)の氏名と、振込先の口座名義とを一致させること。

(注2) 口座番号は右詰でご記入ください。

注1) 口座名義について
修学生ご本人名の口座をご用意ください。

記入例

辞 退 届

西暦 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

養成施設名 横浜市社協保育専門学校

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを辞退します。

貸付期間	西暦 年 ● 月～ 西暦年 ● 月 (24 か月)	貸付決定額	1,600,000 円
交付済期間	西暦 年 ● 月～ 西暦年 ● 月 (12 か月)	交付済額	800,000 円
辞 退 ※該当事由に ☑をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 修学資金貸付金 <input type="checkbox"/> 入学準備金 について、西暦 年 4 月分の交付から辞退します。 <input checked="" type="checkbox"/> 就職準備金		
理 由	収入が増え、貸付を受ける必要がなくなったため		

(注) 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。辞退後も引き続き養成施設に在学される場合は、返還猶予が申請できますので、併せて手続きをしてください。

記入例

(様式第7号)

保育士修学資金返還計画書

西暦 年 ● 月 ● 日

注1) 返還計画書の提出について
返還事由発生日後、速やかにご提出ください。

住 所 〒111-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
氏 名 湊 未来
電話番号 090-1234-△△△△
修学生との関係 (本人) ()

下記のとおり保育士修学資金を返還したく申請します。

修学生番号	00 HS 000	修学生氏名	湊 未来
返還事由発生日		西暦 年 ● 月 ● 日	
返還事由 ※該当事由に ☑をつける	<input type="checkbox"/> 1 貸付契約が解除された（養成施設を退学、死亡、貸付けの辞退等） <input type="checkbox"/> 2 卒業後、1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は横浜市内の指定施設において保育士業務に従事しなかった <input checked="" type="checkbox"/> 3 横浜市内において保育士業務に従事する意思がなくなった <input type="checkbox"/> 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった <input type="checkbox"/> 5 その他		
説 明 ※具体的に	横浜市外の認可保育所（静岡県内）に内定をもらい、そこで働きたいと希望しているため、返済します。		

注2) 「返還期間」について
『契約期間』又は『返還猶予期間』が終了した翌月から返還が開始されます。
※返還期間の設定は、貸付期間の2倍の期間内です。返還期間内に全額返還できるよう計画的に設定してください。入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき8か月ずつ延長可能。

	1,200,000 円
	200,000 円
	200,000 円 総額 1,600,000 円
	0 円
	0 円
③=	1,600,000 円

返 還 期 間	貸付期間	西暦 年 ● 月 ~ 西暦 年 ● 月
	返還猶予期間	西暦 年 ● 月 ~ 西暦 年 ● 月
	返還期間 (注1)	西暦 年 ● 月 ~ 西暦 年 ● 月
返 還 方 法	返還方法	1. 月賦 2. 半年賦 3. 年賦 4. その他 ()
	1回の返還額	25,000 円 (初回 円) (注2)
連 帯 保 証 人	住所	〒444-△△△△ TEL 055-234-△△△△
	氏名	静岡県沼津市〇〇 湊 大道

注3) 「1回の返還額」について
『1回の返還額』 = 『返還額』 ÷ 返還回数
※端数については、初回時に上乗せして記入してください。

(注1) 返還期間は貸付けが終了した翌月から返還が開始されます。
(注2) 1回あたりの返還額に端数を記載してください。

保育士修学資金返還猶予申請書

西暦 年 4 月 20 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならないようご注意ください。

所 〒111-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
名 湊 未来
電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり、保育士修学資金(月額)・入学準備金・就職準備金(該当する貸付にをつける)について返還猶予を申請します。

Table with 3 columns: 貸付期間, 累計借入額, 返還猶予申請期間. Includes a section for 猶予理由 with checkboxes for various reasons like 'working in a designated facility'.

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

注2) 「法人・施設名称」「所在地」欄について勤務地(配属先)の情報を記入してください。

上記において 2 の理由を選択された場合は、必ず...の記入のこと

Table with 2 columns: 法人・施設名称, 施設等種別, 所在地, 従事開始日. Contains specific details for '社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園'.

上記のとおりであることを証明します。

西暦 年 4 月 20 日

注3) 「従事先の証明」欄について従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、個人印は認められません。

(先) 社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園
・施設名 社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園

施設長職名及び氏名 園長 野毛 太郎



返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還猶予について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

〈添付書類〉

- ①規則第13条第1項第1号に該当する者
 - ・養成施設在学届 (様式第9号)
 - ・在学証明書
- ②規則第13条第2項第1号に該当する者
 - ・保育士業務従事届 (様式第10号)
- ③規則第13条第2項第2号に該当する者
 - ・当該事実を証明する書類

養成施設在学届

西暦 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり在学していることを届け出ます。

養成施設名 及び課程名	横浜市社協保育専門学校 保育士養成科 (● 学年在学中)
所在地	〒222-△△△△ TEL 045-222-△△△△ 神奈川県横浜市泉区〇〇町△-△
修学期間	西暦 年 ● 月 から 西暦 年 ● 月まで

(添付書類) 養成施設の在学証明書

注) 添付書類について
養成施設が発行する在学証明書が
必要です。

保育士業務従事届

西暦 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号 00 HS 000

住所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

氏名 湊 未来

電話番号 090-1234-△△△△

下記のとおり指定施設等

注1)「法人名及び施設・事業所名称」「所在地」欄について勤務先(配属先)の情報を記入してください。

保育士登録番号	第	
登録日		3 月 28 日
法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園	
所在地	〒333-△△△△ TEL 045-5432-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△	
施設等種別	認可保育所	
職種	保育士	
従事期間	① 西暦 年 ● 月 ● 日 ~ 西暦 年 ● 月 ● 日まで ② 1日の平均勤務時間: 8 時間 00 分 (注1) ③ 1年間の勤務日数: 244 日 (有給休暇含む)	
休職期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで / 現在まで	
休職事由	注3)「休職期間・事由」欄について従事先で認められた休職期間・事由を記入してください。	

注2)「従事期間」欄について申請年の前年度(12か月分)の勤務実績を記入してください。

(注1) 休憩時間を除いた時間で平均
(注2) この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等の証明書の勤務実績分目数に代えることができます。
(注3) 毎年4月に提出が必要です。

保育士業務従事証明書
注4)「従事先の証明」欄について従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、個人印は認められません。

西暦 年 ● 月 ● 日

(従事先)

法人・施設名

社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園

施設長職名及び氏名

園長 野毛 太郎



記入例

保育士修学資金返還免除申請書

西暦 年 ● 月 ● 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

注1) 様式の印刷について
A4用紙に両面印刷してください。
1面と2面が別々の用紙にならない
ようご注意ください。

所 〒111-△△△△
神奈川県横浜市中区〇〇町△-△
名 湊 未来
番号 090-1234-△△△△

修学生との関係 (本人) ()

下記のとおり、保育士修学資金(月額)・入学準備金・就職準備金(該当する貸付にをつける)の返還免除を申請します。

修学生番号	00 HS 000	修学生氏名	湊 未来
養成施設名	横浜市社協保育専門学校		
貸付期間	西暦 年 4 月 ~ 西暦 年 3 月		
貸付額①	1,400,000 円		
返還済額②	0 円		
免除申請額	①-② 1,400,000 円		
免除理由 ※該当番号に <input checked="" type="checkbox"/> をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 1 卒業後1年以内に保育士登録を行い、横浜市内の指定施設において所定期間引き続き保育士業務に従事した <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった <input type="checkbox"/> 3 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなった <input type="checkbox"/> 4 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から5年以上経過したとき <input type="checkbox"/> 5 横浜市内において、2年以上保育士業務に従事した		
備考	上記3~5については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご覧ください。		

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

従事先①	施設名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園	
	所在地	〒333-△△△△ TEL 045-5432-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△	
	職種	保育士	
	従事期間	西暦 年 4 月 1 日 ~ _____年____月____日まで / 現在まで	
従事先②	施設名称		
	所在地	〒 _____	
	職種		
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで / 現在まで	

注2) 「従事期間『現在まで』」について
免除申請日(用紙右上日付)を指します。

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、その限りではない。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、横浜市域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、横浜市及び当該被災県とする。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（第 3 条第 1 項第 2 号のアに規定するに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、横浜市内において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において全部又は一部免除できるものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の契約解除がされた場合は、この限りではない。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなったとき
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
- (3) 横浜市内において、2 年以上第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき

〈添付書類〉

- ①規則第 11 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 保育士業務従事届（様式第 10 号）
- ②規則第 11 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 労働災害の認定を証明する書類
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 14 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 当該事実を証明する書類
- ⑤規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者
 - ・ 保育業務従事届（様式第 10 号）

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 2 号でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。

従事先変更届兼指定施設証明書

西暦 年 4 月 25 日

注1) 従事先変更届の提出について
従事先変更後、速やかにご提出ください。

修学生番号 00 HS 000

住 所 〒111-△△△△

神奈川県横浜市中区〇〇町△-△

湊 未来

090-1234-△△△△

注2) 「法人・施設名称」「所在地」欄について
勤務地（配属先）の情報を記入してください。

下記のとおり従事先を変更し、で届け出ます。

変更前	法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 桜〇会 み〇と保育園
	所在地	〒333-△△△△ TEL 045-543-△△△△ 神奈川県横浜市神奈川区〇〇町△-△
	異動・退職日	西暦 年 3 月 31 日
変更後	法人名及び施設・事業所名称	社会福祉法人 よこはま〇〇会 クイー〇ズ保育園
	所在地	〒444-△△△△ TEL 045-789-△△△△ 神奈川県横浜市磯子区〇〇町△-△
	就職日	西暦 年 4 月 1 日

(注1) 「異動・退職日」と「就職日」が、月を単位に継続している必要があります。継続していない場合、返還猶予が認められなくなりますのでご注意ください。

(注2) この様式で証明を得ることが難しい場合は、施設長等が発行する勤務証明書に代えることができます。

保育士業務従事証明書

注3) 「従事先の証明」欄について
従事先の法人、もしくは施設の代表者名による証明が必要です。
※印鑑は法人、施設印を使用し、
個人印は認められません。

西暦 年 4 月 15 日

(従事先)

法人・施設名 社会福祉法人 よこはま〇〇会

施設長職名及び氏名 理事長 横濱 次郎



保育士修学資金貸付変更申込書（増額）

記入日 西暦 年 10 月 1 日

注1) 必ず連帯保証人・法定代理人に、事前に相談の上、お申し込みください。

す。

なお、本件につきましては、連帯保証人の同意及び在籍する養成施設の確認の上、申込みを行っています。

【申込人】

養成施設名	横浜市社協保育専門学校	学科・課程名	保育士養成科 (○ 学年在学中)
氏名	湊 未来	修学生番号	00 HS 000
現住所	〒111-△△△△ 神奈川県横浜市中区〇〇町△-△		携帯電話 090-1234-△△△△

【保育士修学資金の変更後の希望内容】

借入希望	期間	西暦 年 10 月 ~ 西暦 年 3 月 (6 か月)
	金額	月額 50,000 円 × 6 か月 = 300,000 円

(注) 『借入希望金額』欄は、千円単位で記入してください。

【変更の理由】

高等教育の修学支援新制度 授業料の減免に関する区分変更 変更前：第 <u> I </u> 区分 <u> 590,000 </u> 円 (年額) 変更後： <input checked="" type="checkbox"/> 第 <u> II </u> 区分 <u> 196,700 </u> 円 (西暦 年 10 月 ~ 西暦 年 3 月分) <input type="checkbox"/> 廃止 (年 月 ~ 年 月分)
区分変更・廃止の理由

(注) 減免支援の廃止による申し込みの場合、在籍する養成施設の意見書が必要です。

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付事業規則

(平成 28 年 5 月 26 日制定)

改正	平成 29 年 1 月 19 日	平成 29 年 3 月 23 日
	平成 29 年 9 月 1 日	平成 30 年 2 月 22 日
	令和 3 年 3 月 1 日	令和 6 年 2 月 6 日

(目的)

第 1 条 この事業は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、保育士資格の取得を目指し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする者に対し、保育士修学資金（以下「修学資金」という。）を貸付けることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 18 条の 4 に規定するものをいう。
- 2 この規則において「養成施設」とは、法第 18 条の 6 に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- 3 この規則において「修学資金」とは、月額で貸し付ける資金と入学準備金、就職準備金をいう。
- 4 この規則において「申込人」とは、修学資金の貸付けを受けようとする者をいう。
- 5 この規則において「中高年離職者」とは、養成施設の入学時において 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。
- 6 この規則において「修学生」とは、貸付契約の相手をいう。
- 7 この規則において「会長」とは、横浜市社会福祉協議会会長をいう。
- 8 この規則において「授業料減免」とは、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 6 条及び第 8 条に規定する授業料等の減免措置をいう。

(貸付対象)

第 3 条 申込人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 養成施設に在学していること
- (2) (1)の養成施設を卒業後、保育士として次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める年数以上引き続き保育士業務に従事しようとする意志を有すること
 - ア 中高年離職者 3年
 - イ アに掲げる者以外の者 5年
- (3) 学業優秀であること
- (4) 家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者
- (5) 他の都道府県及び政令指定都市が適当と認める団体から同種の修学資金を借り受けていないこと

(貸付期間及び貸付金額等)

第4条 修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付期間は、養成施設に在学する期間のうち、卒業年次を含む24か月を限度とする。ただし、正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合であって、本条第2項に掲げる貸付金額（月額5万円以内）の24か月に相当する金額（貸付額の総額は120万円以内）の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができるものとする。ただし、病気等真にやむを得ない事由により留年した場合は、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付期間に含めることができるものとする。

この規定に基づき貸付期間が24か月を超えることとなった場合の第12条第1項に規定する「修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けを受けた月数」は、「24か月」と読み替えるものとする。

- 2 修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付金額は、月額5万円以内とする。ただし、貸付額の総額は120万円以内とする。
- 3 修学資金のうち入学準備金は、入学した年度に貸し付けるものとし、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けの初回に加算することができるものとする。
- 4 修学資金のうち入学準備金は20万円以内とする。ただし、入学準備金のみを貸し付けることはできない。
- 5 修学資金のうち就職準備金は、卒業する年度に貸し付けるものとし、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けに加算することができるものとする。
- 6 修学資金のうち就職準備金は20万円以内とする。ただし、就職準備金のみを貸し付けることはできない
- 7 貸付金は、無利子とする。

(貸付けの申込み)

第5条 申込人は在学する養成施設の長の推薦を受けて、会長に申し込まなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 会長は、第3条に定める要件を備えた申込人から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申込人に通知し、貸付け可の決定をした申込人と貸付契約を締結するものとする。

(貸付方法)

第7条 修学資金の交付は、原則として口座振替により年2回の分割によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。

(連帯保証人)

第8条 申込人は、連帯保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 3 申込人が未成年者である場合には、法定代理人を連帯保証人とする。ただし、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している未成年者若しくは里親又はファミリーホームに委託中の未成年者であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託未成年者の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申込人の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人に限らないものとする。
- 4 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保障債務は、第 17 条に規定する延滞利子を包含するものとする。

（貸付決定の変更）

- 第 9 条 会長は、修学生から以下の事由により貸付決定の変更の申し出があったときは、申し出内容を審査し、貸付契約内容の見直しを行うものとする。
- (1) 授業料減免の支援を受ける修学生が、契約期間中に支援区分の変更により減免額の増額が生じた、又は減免支援の廃止となったとき
 - (2) 修学資金の申込み・決定時には授業料減免の対象外であった修学生が、契約期間中に新たに授業料減免の対象となったとき
- 2 会長は、前項により貸付契約の内容に変更が生じたときは、その旨修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

- 第 10 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当することとなった場合は、貸付契約を解除する。
- (1) 養成施設を退学したとき
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認めるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
 - (5) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
 - (6) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - (7) その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月（休学する、又は停学処分を受けた日が月の初日である場合は、休学する、又は停学処分を受けた日の属する月）から復学した日の属する月（復学した日が月の初日である場合は、復学した日の属する月の前月）の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。なお、就職準備金については、休学、停学の事由等による貸付けの休止をおこなった場合、交付時期等を再度決定する。

（返還の債務の当然免除）

- 第 11 条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、その限りではない。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、横浜市域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、横浜市及び当該被災県とする。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等において当該業務に従事した場合又は第3条第1項第2号のアに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学生の意味によらず、横浜市域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(返還)

第12条 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付けを受けた月数（貸付期間が24か月を超えることとなった場合は、「24か月」と読み替えるものとする。）の2倍に相当する期間（第13条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付けを受けた修学資金を全額返還（完了）しなければならない。ただし、修学資金のうち、月額で貸し付ける資金に加えて、入学準備金または就職準備金のどちらか一方のみを借入れた場合は8か月、両方を借入れた場合は16か月を返還期間（返還を完了させるべき期間）に加算することができる。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき
 - (2) 養成施設を卒業した日から、1年以内に保育士登録簿に登録せず、又は横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき
 - (3) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 2 返還は、月賦、半年賦、又は年賦の均等払いの方式によるものとする。ただし、修学資金の貸付けを受けた者がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。
- 3 修学生が、休学若しくは停学処分により貸付休止となったときは、休止期間に該当する貸付金について、事前交付されている場合は、その全額を直ちに返還するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第13条

1 当然猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項第4号又は第6号若しくは第7号に該当し、修学資金の貸付契約を解除され、その後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第10条第1項第5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 横浜市域内において第11条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において全部又は一部免除できるものとする。ただし、第10条第1項第5号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなったとき
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
- (3) 横浜市域内において、2年以上第11条第1項第1号に規定する業務に従事したとき

(修学生等の届出義務)

第15条 修学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当する場合は、別に定めるところにより速やかに会長に届出を出さなければならない。

- (1) 修学生及び連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 第13条第2項第1号により返還の債務の履行猶予を受けている者が、当該猶予期間中に保育士業務等の従事先を変更した又は従事を辞めたとき
- (4) 修学生が死亡したとき

(即時返還)

第16条 会長は、修学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、即時返還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき

2 会長は、借受人が返還計画に基づく返還を行わない行為を2度繰り返したときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部につき、即時返還を請求することができる。

る。

- 3 第1項及び第2項の規定により請求を受けた修学生は、会長が定める期限及び返還方法により返還しなければならない。

(延滞利子)

第17条 会長は、修学生が正当な理由なく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき貸付契約時の法定利率の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(財政措置等)

第18条 本規則に基づく事業の実施に必要な費用は、横浜市が全額補助する。

(会計経理)

第19条 この事業に関する会計処理に当たっては、経理内容を明確にする。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れる。

- 3 この事業を廃止した場合、その時点において保有する補助金の残額及びその年度以降毎年度、当該年度において返還された修学資金に相当する金額は横浜市に返還する。

(その他)

第20条 この規則に定めるほか、事業の実施に必要な事項については会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年2月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年9月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 17 条については、令和 2 年 4 月 1 日に遡及し適用する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 2 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 保育士修学資金貸付事業運営要綱

(平成 28 年 6 月 1 日制定)

改正 平成 29 年 2 月 1 日 平成 29 年 3 月 23 日
平成 30 年 2 月 22 日 令和 3 年 3 月 1 日
令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則(平成 28 年 5 月 26 日制定。以下「規則」という。)に基づく事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規則の例による。

(貸付対象者)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 3 号に定める「学業優秀」とは、養成施設の長から推薦状を提出させ判断する。

2 規則第 3 条第 1 項第 4 号に定める「真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者」とは、申込人と生計を一にする者で、世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者(以下「主たる生計維持者」という。)の前年の収入額の合計が、別表 1 に定める基準以下の場合をいう。

3 貸付対象者の選定にあたっては、当該養成施設から推薦を求めること等により、公正かつ適正に行う。また、会長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

4 東日本大震災等の被災者にあつては、学業優秀、家庭の経済状況等の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認の上行う。

(貸付金の限度額)

第 4 条 修学資金のうち月額で貸し付ける資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金額の他、参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、規則第 4 条第 2 項に定める金額の範囲内であれば、授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。

2 修学資金のうち入学準備金は、入学に要する費用に充当するものであるため、規則第 4 条第 4 項に定める金額の範囲内であれば、入学金等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。

3 修学資金のうち就職準備金は、就職に要する費用に充当するもので、規則第 4 条第 6 項に定める金額の範囲内であれば、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、千円単位とする。

4 授業料減免の支援対象者(申請中の者を含む)が、修学資金の貸付けを希望するとき

は、授業料の減免適用後も前項に定める使途で自己負担が生じる範囲内において規則第4条に定める額を貸付けることができる。

(貸付けの申込み方法)

第5条 規則第5条に定める貸付けの申込みは、養成施設の長を通じて行うものとする。

2 貸付けの申込みを行うときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 保育士修学資金貸付申込書(様式第1号)
- (2) 養成施設の長の推薦状(様式第2号)
- (3) 個人情報の取扱いについて(様式第17号)
- (4) 申込人と生計を一にする主たる生計維持者の前年の収入額を証明する書類(課税証明書等)
- (5) 申込人、申込人と生計を一にする家族及び連帯保証人の現住所の住民票
- (6) 規則第3条第1項第2号アに規定する中高年離職者にあつては、離職してから2年以内であることを証明する書類(雇用被保険者離職証明書又は離職先の会社等による離職証明書)
- (7) 授業料等減免の支援対象者にあつては、その決定通知書の写し
- (8) その他、修学生の選考にあたり会長が必要と認めるもの

3 申込人が未成年者の場合は、法定代理人の同意を要する。

(貸付決定の手続き及び借用証書)

第6条 規則第6条第2項に規定する通知は、保育士修学資金貸付承認通知書又は貸付不承認通知書により通知する。

2 修学生は、修学資金の貸付けが決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく保育士修学資金借用証書(様式第3号)及び振込口座届(様式第4号)、重要事項説明書(様式第18号)を会長に提出しなければならない。

(関係機関への協力依頼)

第7条 会長は、養成施設の長に対して次に掲げる事項について協力を依頼するものとする。

- (1) 申込人に対して、養成施設の長の推薦状(様式第2号)を交付すること
- (2) 申込人から保育士修学資金貸付申込書(様式第1号)を受け取り、会長に提出すること
- (3) 会長が決定した修学資金の貸付けの適否に関する通知書を申込人に交付すること
- (4) 修学生の修業状況を報告すること
- (5) 修学生に対して連絡指示を行うこと
- (6) 修学生が在学中に当事業に係る遵守すべき事項について修学生を指導すること

(貸付決定の変更の手続き)

第8条 修学生は、契約期間中に授業料減免に関する通知を受けたときは、その通知の写しを会長に提出しなければならない。

- 2 修学生が、授業料減免の支援区分変更又は支援廃止により、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の増額を希望するときは、保育士修学資金変更申込書（様式第 19 号）を会長に提出しなければならない。
- 3 規則第 9 条第 2 項に規定する通知は、保育士修学資金貸付金変更通知書により通知する。
- 4 修学生は、修学資金のうち月額で貸し付ける資金の貸付金増額変更が決定したときは、連帯保証人連署の上、遅滞なく保育士修学資金借用証書（様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除及び休止）

- 第 9 条 修学生が、規則第 10 条第 1 項の各号の一、又は規則第 10 条第 2 項に該当することとなったときは、停学・復学・退学等届（様式第 5 号）又は辞退届（様式第 6 号）に、当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。
- 2 会長は、規則第 10 条第 1 項の規定により修学資金の貸付契約を解除したときは、保育士修学資金貸付契約解除通知書により修学生に通知する。
 - 3 会長は、規則第 10 条第 2 項の規定により修学資金の貸付けを休止したときは、保育士修学資金貸付休止通知書により修学生に通知する。
 - 4 規則第 10 条第 2 項の規定により貸付けを休止された者が復学したときは、停学・復学・退学等届（様式第 5 号）に、当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。
 - 5 規則第 10 条第 2 項により貸付けを休止された者が復学したため、貸付けを再開したときは、保育士修学資金貸付再開通知書により通知する。

（返還計画書）

- 第 10 条 規則第 12 条の規定により修学資金を返還するときは、保育士修学資金返還計画書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。

（返還の債務の当然免除）

- 第 11 条 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「国立児童自立支援施設等」とは、次の第 1 号から第 4 号までの施設とする。
- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する国立児童自立支援施設
 - (2) 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療であつて児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
 - (3) 肢体不自由児施設「整肢療護園」
 - (4) 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
- 2 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「保育所等」とは、次の第 1 号から第 9 号までの施設等とする。
- (1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、

同法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ 第 3 号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

(4) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって、法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同法同条第 2 項の認可を受けたもの

(5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、児童福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 32 の 3 で定める施設

(6) 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後健全育成事業」であって、法第 34 条の 8 第 1 項の事業及び同法第 2 項の届出を行ったもの

(7) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、児童福祉法施行規則第 1 条の 8 に該当するもの

(8) 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

ア 法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設

イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設

エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

(9) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

3 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後 1 年以内に規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、規則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「養成施設を卒業した日から 1 年以内」を、「養成施設を卒業した日から 2 年以内」と読み替えるものとする。

4 規則第 11 条第 1 項第 1 号及び規則第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「その他やむを得

ない事由」とは、例えば育児休業等により規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

5 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「過疎地域、離島及び中山間地域等」とは、次の第 1 号から第 10 号までの地域等とする。

- (1) 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
- (2) 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (3) 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島）
- (4) 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯）
- (5) 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地）
- (6) 振興山村（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村）
- (7) 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島）
- (8) 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域）
- (9) 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域）
- (10) 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島）

（返還の債務の履行猶予の申請）

第 12 条 規則第 13 条の規定により返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第 13 条第 1 項に該当する者にあつては、養成施設在学届（様式第 9 号）、在学証明書
- (2) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第 10 号）

2 第 1 項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、保育士修学資金返還猶予承認通知書又は返還猶予不承認通知書により通知する。

3 規則第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次の各号の一に該当する場合をいい、各場合において、返還の債務の履行が猶予される期間（以下「猶予期間」という。）及び当該事実を証明する書類は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、いずれの場合においても、猶予期間については保育士業

務等に従事したとはみなさない。なお、第8号に該当する場合については、返還額の一部の猶予についても認めるものとする。

(1) 出産、育児に係る次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 第11条第1項及び第2項に定める施設（以下「指定施設」という。）在職中に、
出産休暇、育児休業を取得する場合

(ア) 猶予期間

出産休暇に入る日の属する月の翌月（出産休暇に入る日が月の初日である場合は、
出産休暇に入る日の属する月）から出産休暇又は育児休業が終了し復職する日の
属する月の前月までの間とする。

(イ) 証明書類

出産休暇、育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医
師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類

イ 出産、育児のため指定施設を退職し、出産後、指定施設への再就職を希望する場
合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に再就職を希望する
意思を有する旨明記すること。）

(ア) 猶予期間

妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（1歳に達す
る日において育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法
律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）第5条第3項第2号の厚
生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1
歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場
合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

ウ 卒業後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合（ただし、保育
士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に就職を希望する意思を有する旨明記
すること。）

(ア) 猶予期間

卒業の日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（1歳に達する日において育
休法第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場
合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2
号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の
属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

(2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって、
時間取得でないものに限る。）

ア 猶予期間

介護休業を開始する日の属する月の翌月（介護休業を開始する日が月の初日である
場合は、介護休業を開始する日の属する月）から介護休業を終了し復職する日の属

する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- (3) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

ア 指定施設在職中に病気休職等を取得する場合

(ア) 猶予期間

- a 病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始する日が月の初日である場合は、病気休職等を開始する日の属する月）から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- b 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始する日が月の初日である場合は、病気休職等を開始する日の属する月）から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

(イ) 証明書類

医師の診断書（以下のaからcに定める事項が証明してあるもの）又は病気休職等を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- a 症状
- b 療養に要する期間
- c 療養中は、保育士業務に従事することが不可能であること

- イ 指定施設を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、指定施設への再就職を希望する場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に再就職を希望する意思を有する旨明記すること。）

(ア) 猶予期間

- a 疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- b 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。
- c 上記a及びbの期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記a及びbの期間が満了した日から1年間を超えることができない。

(イ) 証明書類

医師の診断書（以下のaからcに定める事項が証明してあるもの）

- a 症状
 - b 療養に要する期間
 - c 療養中は、保育士業務に従事することが不可能であること
- (4) 養成施設を卒業した日から、1年以内に指定施設で保育士業務等に従事する意思があり、求職中の場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に、指定施設で保育士業務に従事する意思を有する旨明記すること。）
- ア 猶予期間
卒業した日の属する月から2年間とする。
 - イ 証明書類
採用通知書、又は配属辞令等（採用先が発行）
- (5) 就職先内定後、就職待機中の場合
- ア 猶予期間
内定後待機期間中。ただし、1年を超えないものとする。
 - イ 証明書類
内定通知書（内定先が発行）
- (6) 指定施設において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、会長が、本人の申請に基づき保育士業務等に従事する意思があると認める場合（ただし、保育士修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に、指定施設で保育士業務等に従事する意思を有する旨明記すること。）
- ア 猶予期間
卒業した日の属する月から2年間とする。
 - イ 証明書類
採用通知書、又は配属辞令等（採用先が発行）
- (7) 人事異動により、指定施設での保育士業務等に従事できなくなったとき
- ア 猶予期間
通算して2年以内とする。
 - イ 証明書類
人事異動により指定施設での保育士業務等に従事できなくなったことを証明する書類（従事先代表者による証明等）
- (8) 次のアからカのいずれかに該当する場合
- ア 国税、地方税等について、すでに徴収猶予等の処分を受けている者
 - イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者
 - ウ 他に援助を行うものがない母子（又は父子）家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等
 - エ 身体障害者等であって、その生活の現況が裁量免除との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者
 - オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期間延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき
 - カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められる

とき

(ア) 猶予期間

1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(イ) 証明書類

a 所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

b 返還額の一部の猶予を申請する場合は、保育士修学資金返還計画書（様式第7号）

4 会長は、修学生から前項の届出がない場合は、返還の債務の履行猶予を取り消すことができる。

（返還の債務の免除の申請）

第13条 規則第11条の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、保育士修学資金返還免除申請書（様式第11号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則第11条第1項第1号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第10号）

(2) 規則第11条第1項第2号に該当する者にあつては、労働災害の認定を証明する書類、死亡届（様式第12号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

(3) 規則第14条第1項第1号に該当する者にあつては、死亡届（様式第12号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書

(4) 規則第14条第1項第2号に該当する者にあつては、当該事実を証明する書類

(5) 規則第14条第1項第3号に該当する者にあつては、保育士業務従事届（様式第10号）

2 規則第11条第1項第1号に規定する「引き続き」及び「年」の解釈については、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 月を単位として継続していること

(2) 1年あたりの必要最低従事時間数は、1,440時間以上とする。

3 規則第14条第1項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、規則第14条第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が規則第11条第1項第1号に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による理由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

裁量免除の額は、横浜市域内において、規則第11条第1項第1号に規定する業務に従事した月数を、修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

4 第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、保育士修学資金返還免除承認通知書又は返還免除不承認通知書により通知する。

(修学生等の届出)

第14条 規則第15条に定める修学生等の届出は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める書類を提出することにより行うものとする。

(1) 規則第15条第1項第1号に該当するとき

住所・氏名等変更届(様式第13号)、住民票(当該届出の日から遡って3か月以内に発行されたもの)

(2) 規則第15条第1項第2号に該当するとき

連帯保証人変更申請書兼連帯保証書(様式第14号)、新たに連帯保証人となるべき者の住民票(当該届出の日から遡って3か月以内に発行されたもの)

(3) 規則第15条第1項第3号に該当するとき

従事先変更届兼指定施設証明書(様式第15号)又は業務廃止届(様式第16号)

(4) 規則第15条第1項第4号に該当するとき

死亡届(様式第12号)、死亡の事実を証明する書類

(手続未済者への通知)

第15条 会長は、修学資金の貸付けが終了若しくは契約解除、又は規則第13条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、第10条、第12条第1項又は第13条第1項に規定する書類を提出しない修学生に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知する。

2 会長は、規則第10条第1項の各号のいずれか、規則第10条第2項又は規則第15条第1項第3号若しくは第4号に該当するにもかかわらず、届出を行わない修学生(規則第15条第1項第4号にあっては、連帯保証人)に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知する。

(連帯保証人への通知)

第16条 修学生が次の各号の一に該当するときは、前条の規定は連帯保証人について準用する。この場合においては、第1号の場合を除き、修学生に対して連帯保証人に対して通知する旨を通知する。

(1) 規則第15条第1項第1号による住所の変更届を怠っているとき

(2) 第15条第1項又は第2項による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

(最終確認書の送付)

第17条 第15条第1項又は第16条第1項第2号による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない修学生(ただし、規則第15条第1項第4号にあっては連帯保証人)に対しては、提出期限を定めて、保育士修学資金の手続きに関する最終確認書(以下「最終確認書」という。)を送付する。

(修学資金の返還)

第 18 条 会長は、前条の最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない修学生（規則第 13 条に規定する返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。）に対し、規則第 12 条に規定する修学資金の返還について決定し、返還納入通知書により通知する。修学生は通知を受けた時点において、通知内容による返還義務を負うものとする。

(修学生等の調査)

第 19 条 会長は、貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) 修学生が在学し、又は卒業した養成施設
- (2) 連帯保証人
- (3) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に規定する返還猶予の承認を受けた者が従事する指定施設
- (4) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 修学生等の現住所
- (2) 保育士業務の従事に関する状況
- (3) その他必要と認める事項

(督促等の事務処理)

第 20 条 督促、催告、不納欠損等修学資金に係る債権の管理に関する事務処理については、規則及び運営要綱の定めによるもののほか、必要に応じて別途定める。

(延滞利子の徴収)

第 21 条 規則第 17 条に規定する「正当な理由」とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき
- (2) 修学生及びその者と生計を一にする主たる生計維持者が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- (3) 修学生及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職等により生計困難に陥り、返還金を支払うのが困難と認められるとき
- (4) 納付期限までに返還金を支払うことができなかつた原因が、修学生自身の責めに帰さないと認められるとき

(返還の完了)

第 22 条 修学資金の返還が完了した後に、修学生及び連帯保証人に対して返還完了通知書を送付し、保育士修学資金借用証書（様式第 3 号）を修学生に返還する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

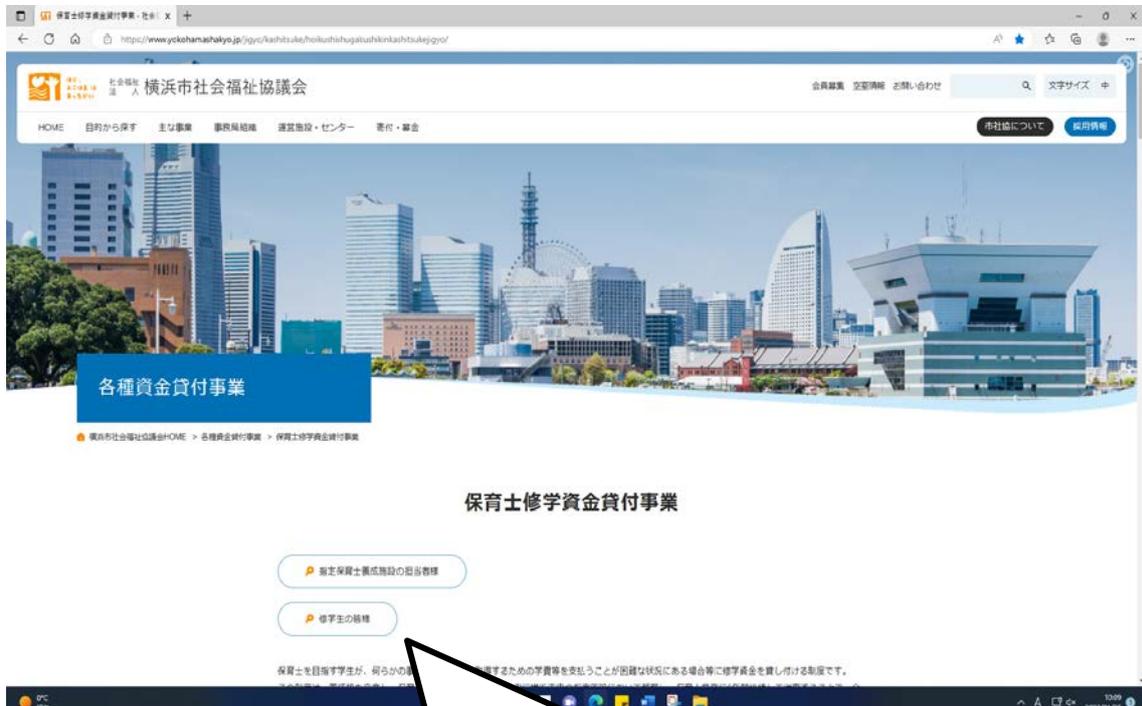
別表 1 主たる生計維持者の収入上限額

生計を一にする人数	給与所得者	給与所得者以外
3 人以下	815 万円	383 万円
4 人	871 万円	439 万円
5 人以上	1,098 万円	666 万円

※独立行政法人日本学生支援機構の基準を基に横浜市が算定

本会貸付事業HP（修学生専用ページ）について

<https://bit.ly/2QKH7oJ>



『修学生の皆様』パスワード： hs-shikin1

最新の手引きや、依頼中の書類等について掲載します。

< 貸付事業に関するお問い合わせ先 >

実施団体： 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
TEL 045-201-2219 / FAX 045-201-1661
E-mail hs-shikin@yokohamashakyo.jp（修学資金専用）
URL <https://bit.ly/2QKH7oJ>

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
※土曜日、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く